

# 中国における農業保護の位相と雑豆産地の立地変動

田 島 俊 雄

## 1 はじめに：雑豆貿易と小豆・緑豆生産

本稿では今世紀以降の中国の雑豆貿易をめぐる構造変化を踏まえ、小豆生産と立地構造の変化を究明すべく、それらと密接にかかわる農業政策、とりわけ主要食糧を対象とする農業保護をめぐる政策状況について、中国がWTOに加盟した2001年以降の時期に即して検証する。

筆者らは2012年10月に、日本豆類協会（当時は日本豆類基金協会）よりの受託研究の受け皿として中国雑豆研究会を組織し、2013年3月に『中国雑豆研究報告：全国・東北篇』（田島俊雄・張馨元編著、東京大学社会科学研究所）、2014年3月に『中国の雑豆需給と対外貿易』（受託研究報告書・研究代表者：田嶋俊雄）、2016年3月に『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』（田島俊雄・張馨元・李海訓編著、御茶の水書房）を中心に、研究成果を世に問うた。本稿ではそれらの業績ではカバーできなかった2016年前後に始まる中国の政策変化を踏まえつつ、その結果として生じた雑豆生産状況の変化および作物立地への影響、さらには雑豆貿易に対する影響について、時系列データにもとづき論じる。

人民共和国期の農業発展において、雑豆生産の盛衰は古くて新しい問題である。そもそも数千年に及ぶ中国の農業史にあって、その中心たる華北の畑作地域で形成された「乾地農法」において、主たる栽培作物は、雑穀・雑豆を中心

とする畑作物であった。よく知られているように、国民党との内戦に勝利した共産党の基本的な戦術は、「アワと鉄砲」（小米加步枪）と呼ばれる、雑穀と歩兵銃に依拠した農村部のゲリラ戦であった。また1931年以降の抗日戦争期にあっては、失われた東北の領土を象徴する言葉として、「松花江上」と題し「大豆高粱」と歌われた。

田島俊雄（2006）は、戦前日本の中国農業研究を一面で代表した「乾地農法」の研究が、人民共和国期に進んだ水利事業や灌漑設備の普及に伴う水田農業および畑地灌漑の拡大とともに、衰退していった事実を指摘した。また張馨元（2014）は人民共和国期の東北におけるトウモロコシ生産とトウモロコシ産業の拡大、李海訓（2015）は同じく東北および華北における稲作技術の移植と寒冷地稲作の北上について論じた。これらは一面でトウモロコシと水稲が「大豆高粱」に取って代わる過程を論じた業績にほかならない。さらに晁剛（2018）は、内モンゴル自治区における開墾に伴う「半農半牧畜業」の形成と雑穀雑豆生産の帰趨について論じた。これは北海道開拓と豆類を含む輪作体系、有畜複合経営（混同経営もしくは複合経営）の形成、第1次世界大戦に前後する雑豆輸出の拡大（細野1955）、戦後における酪農経営の大規模化や今日まで続く十勝の雑豆生産を想起すれば、分かりやすい。

中国雑豆研究会のメンバーによるこれらの業

表1 21世紀の中国雑豆貿易

単位：トン、ドル/トン

年	えんどう (071310)				緑豆 (071331)				小豆 (071332)				いんげん (071333)							
	輸出		輸入		貿易特 化係数	輸出		輸入		貿易特 化係数	輸出		輸入		貿易特 化係数	輸出		輸入		貿易特 化係数
	数量	単価	数量	単価		数量	単価	数量	単価		数量	単価	数量	単価		数量	単価	数量	単価	
2001	3643	238	153,848	182	-0.94	135,692	497	2,770	305	0.98	60,500	481	767	324	0.98	431,203	362	257	305	1.00
2002	4,017	205	110,857	201	-0.93	220,318	387	2,266	260	0.99	77,579	375	1,141	142	0.99	471,604	377	526	595	1.00
2003	7,080	230	56,196	223	-0.77	214,076	388	314	427	1.00	65,703	458	840	105	0.99	633,583	333	119	471	1.00
2004	6,291	246	68,638	221	-0.81	138,315	468	12,074	304	0.89	61,233	805	1,545	129	0.99	500,784	370	120	428	1.00
2005	2,694	326	241,138	204	-0.96	135,402	606	10,591	331	0.92	52,613	745	340	1,606	0.97	594,457	390	290	710	1.00
2006	2,181	549	329,766	202	-0.96	135,127	660	8,848	412	0.92	55,826	483	309	1,348	0.97	543,670	474	1,602	403	1.00
2007	2,167	546	262,824	258	-0.97	122,563	750	23,296	451	0.79	64,651	613	25	453	1.00	597,200	621	1,649	344	1.00
2008	4,318	691	203,402	371	-0.92	139,219	852	79,641	470	0.52	50,593	931	6	860	1.00	755,229	794	7,385	510	0.99
2009	3,354	686	372,629	287	-0.96	273,790	879	5,415	554	0.98	51,324	816	0	5,400	1.00	696,555	692	3,381	431	0.99
2010	2,529	728	552,553	314	-0.98	121,622	1,417	79,632	748	0.49	51,636	1,297	107	1,316	1.00	757,891	705	2,103	687	0.99
2011	1,818	988	730,484	404	-0.99	114,633	1,781	15,454	1,053	0.85	53,730	1,203	1,182	757	0.97	764,506	790	4,057	778	0.99
2012	757	1,588	671,477	434	-0.99	133,962	1,372	33,461	812	0.74	56,283	1,039	1,111	390	0.99	748,864	959	4,366	716	0.99
2013	993	1,384	1,033,196	433	-0.99	120,394	1,480	13,118	957	0.87	56,900	1,196	2,129	583	0.96	621,569	1,153	6,152	733	0.99
2014	3,430	489	781,026	387	-0.99	108,565	1,978	14,955	1,045	0.86	52,996	1,527	7,222	593	0.90	343,583	1,271	12,683	747	0.96
2015	346	1,282	903,258	375	-1.00	107,320	2,124	37,958	1,125	0.68	43,662	1,535	8,917	650	0.84	311,452	957	9,431	648	0.96
2016	971	937	1,002,683	360	-0.99	107,498	1,967	29,393	1,036	0.75	49,998	1,383	3,125	784	0.93	431,296	854	10,608	607	0.97
2017	261	1,996	1,287,404	336	-1.00	102,498	2,123	28,054	942	0.78	52,861	1,096	13,775	660	0.73	271,975	1,063	8,003	637	0.97
2018	499	1,452	2,082,500	294	-1.00	130,726	1,776	88,987	808	0.53	50,593	1,054	13,012	678	0.72	207,171	1,100	3,607	724	0.98
2019	399	2,022	2,002,789	290	-1.00	126,005	1,655	113,228	770	0.41	52,600	1,153	10,443	903	0.73	171,886	1,127	7,822	836	0.93
2020	805	1,583	2,907,757	282	-1.00	109,103	1,661	205,343	893	-0.01	45,876	1,403	7,501	981	0.79	148,030	1,214	10,395	685	0.92
2021	2,591	687	2,199,579	354	-1.00	78,000	1,996	289,909	974	-0.29	38,458	1,992	12,624	1,072	0.70	62,122	1,471	23,090	743	0.68
2022	8,012	694	1,617,869	529	-0.99	68,824	2,057	649,154	918	-0.62	40,654	2,059	28,700	1,035	0.48	41,515	1,693	42,195	707	0.40

貿易特化係数 = (輸出額 - 輸入額) / (輸出額 + 輸入額)

出所：Global Trade Atlas による。

績は、いずれも農業における技術進歩や農地の外延的拡大、または市場構造の変化と裏腹にある、人民共和國期における雑穀・雑豆生産の帰趨について、直接もしくは間接的に論じた論稿でもある。

本稿ではこれらの先行研究を踏まえつつ、池上彰英(2009)、同(2012)によって概括された21世紀以降、すなわち2001年のWTO加盟以降の中国において観察された農業保護政策の展開、具体的には食糧生産にかかわる直接補償と主要食糧作物および主産地を対象とする価格支持について検討する。とりわけ陳錫文・韓俊(2017)が解説した2016年前後の「農業供給側構造改革」によるトウモロコシ・大豆を対象とする生産調整と価格支持政策の見直し、戸別所得補償政策の導入を念頭に、統計データのとれ

る2021年までの変化を検証する。以上の作業を踏まえ、主要食糧・大豆に対する農業保護の結果生じた「古くて新しい問題」として、21世紀の中国に出現した雑豆生産の変動と縮小の傾向について、主として立地変動と貿易構造の変化から確認する。

表1では、中国において主要な雑豆として知られるえんどう、緑豆、小豆、いんげんに即し、21世紀に入って以降の貿易構造の変化をみた。貿易特化係数(輸出額 - 輸入額) / (輸出額 + 輸入額)の推移から明らかなように、今世紀はじめの段階で、中国においてもグリンピースとして食され、また春雨や飼料、薬品の原料でもあるえんどうは、すでに圧倒的に輸入依存の状況にあった。これに対しいんげん、緑豆、小豆の場合、計画経済期から移行経済期、さらには

21世紀にかけて、貴重な外貨の獲得を担う重要農産物であった。このうち小豆は、輸出量こそ10万トンには及ばないものの、国交回復以前の日中関係において、LT貿易（後の覚書貿易）<sup>1)</sup>の中国側目玉商品であった。さらにいんげんは1980年代の規制緩和を受けて雲南省の辺疆地域や黒竜江省の国有農場に導入され、一躍輸出農産物として外貨獲得に貢献した世界商品である（張2016）。また緑豆はもやしの原料でもあり、食文化の関係から対アジア貿易を中心に、今日に至るまで小豆を上回る輸出量を有する。しかし緑豆は国内価格の高騰から輸出競争力が減退する状況となっており、2020年以降は純輸入である。また対世界を相手とするいんげんの場合も、すでに2010年代に輸出量が漸減する事態となり、2022年には純輸入に転じている。緑豆、いんげんの両者とも、内外価格差の拡大とともに海外市場を失いつつあるというべきであろう。

これに対し小豆の場合、輸出価格の上昇は緑豆、いんげんと同様であるが、2016年にピークを迎えたあとにしばらく低下傾向が続き、輸出も持ち直している。しかし2020年以降に再度の価格上昇がみられ、輸出量も減少傾向が続いているというべきであろう。とりわけ小豆の場合は韓国、日本が主要な輸出先であり、かつ両国とも小豆に関しては関税割当制度により国内市場を守る一方、毎年一定水準の輸入が必要な状況にある。毎年の輸入量はそれぞれの国内需給を反映して不安定であるが、中国の産地にとっては、銘柄品種を中心に根強い需要を有するという意味で、得がたい存在である。ただし日本の場合には、周知のように近年はカナダよりの輸入が増大傾向にあり、かつカナダからの輸入は北海道のエリモショウズを利用した開発輸入であり（（公財）日本豆類協会2019）、同国は2018

年に発効したTPPの加盟国である。すなわち関税割当にかかわる10%の一次関税を免除されるなど、中国にとっては強力なライバルというべきであろう。

他方で中国の小豆輸入は2017年より1万トンの水準を超え、2022年には2万9千トン弱にまで増加している。貿易特化係数でみる限り、小豆の場合も緑豆、いんげんとともに、競争優位を失いつつある品目と判断すべきであろうか。直近の2022年の場合、中国産小豆の平均輸出単価はトンあたり2千ドルを超え、もはや対カナダほかとの国際競争力を失ったも同然である<sup>2)</sup>。これが高止まりするようであれば、中国産小豆がよほどのメリットを示さない限り、もしくはカナダが何らかの理由で対日小豆輸出を減らさない限り、国際市場からの退出は時間の問題であろう。

表2ではデータの得られる小豆、緑豆に即し、中国における雑豆の生産状況を示した。雑豆は、かつては豆類として中国において食糧管理の対象であったが、後述のように1985年以降は自由化され、逆にいえば主要食糧（小麦、コメ、トウモロコシ）や大豆のような農業保護の対象とはならなかった。しかし畑作物としては、多くの地域で主要食糧・大豆と圃場での作付を奪い合う関係にあり、とりわけトウモロコシや大豆をめぐる農業保護や国際環境の変化の影響を、直接・間接に受ける関係にある。

表2にみるかぎり緑豆は作付面積、生産量、したがって市場規模において小豆を大きく上回る存在である。しかし生産量は、2017、18年にやや回復したものの、2002年から21年までに約37%にまで縮小し、単収にしても伸び悩みというべきであ

1) 1962年に交わされた日中の民間貿易協定「日中長期総合貿易に関する覚書」を指す。LTとは双方の代表者である廖承志、高碕達之助の名を冠した略称。

2) 日本の財務省貿易統計によれば、2022年の中国からの関税割当内輸入数量は1万2769トンで輸入単価は287円/kg、10%の一次関税が加わると315.7円/kgであった。これに対し一次関税が免ぜられるカナダの場合は、1万1656トンで216円/kgであり、kgあたり100円の差が生じたことになる。

表2 中国の小豆・緑豆生産状況

年次	小豆			緑豆		
	作付面積 (千 ha)	生産量 (千 t)	単収 (kg/ha)	作付面積 (千 ha)	生産量 (千 t)	単収 (kg/ha)
2002	272	385	1,412	971	1,190	1,226
2003	226	336	1,487	933	1,185	1,270
2004	217	300	1,382	699	791	1,132
2005	237	353	1,493	708	1,006	1,420
2006	221	365	1,650	547	710	1,298
2007	192	276	1,437	742	785	1,058
2008	178	281	1,573	741	836	1,128
2009	153	230	1,499	658	716	1,087
2010	145	220	1,514	664	747	1,124
2011	140	248	1,776	674	753	1,118
2012	115	193	1,681	589	666	1,130
2013	126	185	1,473	512	550	1,075
2014	128	190	1,484	437	498	1,139
2015	123	176	1,429	428	524	1,224
2016	181	275	1,522	437	565	1,293
2017	221	360	1,628	502	651	1,297
2018	182	278	1,523	485	681	1,404
2019	159	240	1,508	435	573	1,317
2020	135	208	1,544	384	508	1,324
2021	153	232	1,521	329	444	1,349

出所：2002年から2018年までは国家数拠 <https://data.stats.gov.cn/index.htm>。ただし2007年から2017年までは第三次全国農業普查（2016年）の結果にもとづき既発表統計が遡って修正されている。2019年以降は『中国農村統計年鑑』各年版。

る。これに対し小豆の場合は、単収は変動しつつ2015年までは作付面積、収量とも縮小傾向にあった。そして2016、17年と急回復し、緑豆との差を縮めたが、その後再度の縮小傾向に戻り、2021年にやや盛り返すなどの状況にある。

このように小豆は2016年、緑豆は2017年を契機として変化が生じ、2020年以降はそれぞれ独自の動きを示しているように思われる。中国における雑豆の命運を論じる前提として、すでにみた2016年以降の小豆輸出価格の下落と

2020年以降の揺り戻しの状況を含め、背景となる主要食糧に対する保護政策の変化について、より立ち入った検討が必要であろう。

## 2 WTO体制下の食糧生産

### 2.1 WTO加盟時の公約

1982年に中国はGATT（General Agreement on Tariffs and Trade. 「関税および貿易に関する一般協定」）のオブザーバー資格が認められ、1986年には加盟申請を行った。それ以後、正式

加盟に向けた諸々の制度改革を行い、GATTのWTO改組(1995年1月1日)を経て、2001年12月には正式にWTOに加盟している。GATTに続くWTOへの加盟申請は、改革開放期の中国にとっては、いわば外圧を利用した国内改革の契機となった。かつ加盟後の中国は自由貿易体制のもとで、これを追い風として「世界の工場」としての地位を築いた。しかし他方で21世紀の中国の農業・農政にとっては、加盟時に許諾した諸々の枠組みのもと、紆余曲折の展開を余儀なくされたというべきであろう。このうち砂糖に関しては、2017年5月から3年間、中国によってセーフガードが発令される事態が生じている。

中国のWTO加盟あたり<sup>3)</sup>、貿易を歪める性格の補助金として争点となったデミニマス(削減の対象外とされる補助金/農業生産額比率)については、先進国水準である5%と途上国水準10%の間の8.5%の枠で妥協をみている(「中国の加入に関する作業部会報告書」パラグラフ235)。また2010年を最終年次とする関税率引き下げ(加盟時単純平均13.6%から9.8%)を公約しており、977品目におよぶ農産物についても、加盟時平均の19.3%から15%への関税率引き下げと実施期間について、約束している<sup>4)</sup>。

一方で中国は、WTO加盟とともに関税割当制度の対象農産物として小麦、トウモロコシ、コメ(中短粒種、長粒種)、大豆油、パーム油、ナタネ油、砂糖、羊毛、綿花の各品目を指定するとともに(表3)、農産物関係の国家貿易にかかわる輸入企業として、中国糧油食品進出口総公司(中糧)など16企業のリストを提示した<sup>5)</sup>。

3) 中国のWTO加盟についての以下の叙述は田島(2017a)にもとづく。

4) 「中国WTO加盟文書訳者解説」(荒木・西2003所収)。

5) 食糧(中国糧油食品進出口総公司)、植物油(同、中国土産畜産進出口総公司、中国華潤総公司、中国南光進出口総公司、中国良豊穀物公司、中穀糧油集団公司)、砂糖(中国糧油食品進出口総公司、中国出口商品基地建設総公司、中国海外貿易総公

司、中国糖業酒類集团公司、中国商業対外貿易総公司)、たばこ(中国煙草進出口総公司)、綿花(中国紡織品進出口総公司、北京九達紡織品集团公司、天津紡織工業供銷公司、上海紡織原料公司)という形で、中央・地方の旧国有有力專業貿易企業が優先されている(附属書2A1)。

その後の中国は、大豆油、パーム油、ナタネ油については2006年以降関税化するなどの譲歩を示し、2022年に向けて公表された関税割当品目に関する税率表にみるかぎり、小麦、トウモロコシ、コメについては基本的に1%、さらに砂糖15%、羊毛1%、綿花1%という形で、公約通りの一次関税を維持している<sup>6)</sup>。一方で大豆の場合には、1996年の段階でそれまで採られていた輸入割当制度を廃止し、関税率3%の自由化品目としている(張2014)。

WTOで公約された輸入農産物の関税割当数量は、事前に国家發展和改革委員会もしくは商務部によって、品目ごとに国家貿易枠も含めて毎年公示され、資格のある輸入企業に配分される。日本の小豆などでみられる年ごとの割当数量の調整はなされず、WTO加盟時の公約数を固定的な枠として割当が行われる。食糧の場合、具体的には各省級行政区ごとに設けられた發展和改革委員会を窓口申請が受理され、中央政府による調整を経て、各地の貿易企業に対して、輸入枠の具体的な数字が割当てられる<sup>7)</sup>。割当量を達成できなかった企業は、次年以降の考課の対象となる。国土面積960万平方キロメートル、人口14億を数える地大物博の中国の場合、そもそも縦割りの行政組織が中央—省—地区(市)—県—郷鎮の5層で形成されるなど、中央—都道府県—市町村の日本などよりは、さらに複雑である。

6) 「関税配額商品税目税率表」(國務院関税税則委員会「関於2022年関税調整方案的通知」2021年12月13日、附表4)。ただし10%(小麦、トウモロコシ)、9%(コメ)までの税率が適用される細目もある。

7) 「農産品進出口関税配額管理暫行弁法」(中華人民共和國国家發展計画委員会令2002年第19号、2002年1月30日)。

表3 WTO加盟時の農産物関税割当にかかわる中国の公約

単位：万トン、%

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
小麦	788.4	846.8	905.2	963.6	未定	
割当内税率	1～10					
最恵国税率	74.0	71.0	68.0	65.0		
国家貿易比率	90.0					
トウモロコシ	517.5	585.0	652.5	720.0		
割当内税率	1～10					
最恵国税率	74.0	71.0	68.0	65.0		
国家貿易比率	71～60	68.0	64.0	60.0		
中短粒米	166.3	199.5	232.8	266.0		
割当内税率	1～9					
最恵国税率	74.0	71.0	68.0	65.0		
国家貿易比率	50.0					
インディカ米	166.3	199.5	232.8	266.0		
割当内税率	1～9					
最恵国税率	74.0	71.0	68.0	65.0		
国家貿易比率	50.0					
大豆油	211.8	251.8	281.8	311.8	358.7	撤廃
割当内税率	9.0					
最恵国税率	63.3	52.4	41.6	30.7	19.9	9.0
国家貿易比率	42～10	34.0	26.0	18.0	10.0	撤廃
パーム油	210.0	240.0	260.0	270.0	316.8	撤廃
割当内税率	9.0					
最恵国税率	63.3	52.4	41.6	30.7	19.9	9.0
国家貿易比率	42～10	34.0	26.0	18.0	10.0	撤廃
ナタネ油	73.9	87.9	101.9	112.7	124.3	撤廃
割当内税率	9.0					
最恵国税率	63.3	52.4	41.6	30.7	19.9	9.0
国家貿易比率	42～10	34.0	26.0	18.0	10.0	撤廃
砂糖	168.0	176.4	185.2	194.5	未定	
割当内税率	20.0	20.0	20.0	15.0		
最恵国税率	71.6	65.9	58.0	50.0		
国家貿易比率	70.0					
羊毛	25.3	26.5	27.6	28.7		
割当内税率	1.0					
最恵国税率	38.0					
綿花	78.1	81.9	85.6	89.4		
割当内税率	1.0					
最恵国税率	61.6	54.4	47.2	40.0		
国家貿易比率	33.0					

注：割当内税率（一次関税率）についてはHSコードごとに異なることから、品目によってはバラツキが生じる。

出所：「中華人民共和国の加入に関する議定書」附属書8第152表第1部（荒木一郎・西忠雄共訳『全訳中国WTO加盟文書』蒼蒼社，2003年所収）。

表4 中国の主要食糧輸出入状況

単位：万トン

年	小麦		コメ		トウモロコシ		大豆	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
2001	45.5	69.0	185.9	26.9	599.8	3.6	24.8	1,393.9
2002	68.8	60.5	197.9	23.6	1,167.4	0.6	27.6	1,131.6
2003	225.0	42.4	260.1	25.7	1,638.9	0.0	26.7	2,074.4
2004	78.4	723.3	89.6	76.2	231.8	0.2	33.5	2,017.8
2005	26.0	351.6	67.2	51.4	861.2	0.4	39.6	2,659.0
2006	111.4	58.4	123.7	71.9	307.4	6.5	37.9	2,828.4
2007	233.7	8.3	134.0	47.2	484.8	3.5	43.0	3,081.8
2008	12.6	3.2	96.9	29.6	25.3	4.9	46.6	3,743.1
2009	0.8	89.4	78.3	33.8	12.9	8.4	34.7	4,254.6
2010	0.0	121.9	61.9	36.6	12.7	157.2	16.4	5,478.6
2011	4.0	124.9	51.5	57.8	13.6	175.3	20.8	5,263.4
2012	0.0	368.9	27.9	234.5	5.5	520.7	32.0	5,838.0
2013	0.3	550.7	47.8	224.4	7.8	326.5	20.9	6,340.5
2014	0.1	297.2	41.9	255.7	2.0	259.9	20.7	7,139.9
2015	0.5	297.3	28.6	335.0	1.1	473.0	13.4	8,174.0
2016	1.1	337.4	39.5	353.5	0.4	316.7	12.7	8,323.0
2017	1.0	429.7	119.7	399.2	8.5	282.5	11.2	9,553.7
2018	0.7	287.6	208.9	303.5	1.2	352.2	13.4	8,803.3
2019	0.9	320.5	274.8	250.4	2.6	479.1	11.4	8,858.6
2020		815.2	230.4	291.2	0.3	1,129.4	8.0	10,032.6
2021	0.4	971.8	244.8	492.6	0.7	2,835.7	7.4	9,653.8
2022	0.6	987.3	221.5	615.9	0.1	2,061.9	11.9	9,110.3

注：空白は報告値がない年である。

出所：Global Trade Atlas による。

## 2.2 食糧需給の推移

表4では21世紀に入って以降の中国の主要食糧<sup>8)</sup>(小麦、コメ、トウモロコシ、および大豆)にかかわる輸出入構造の変化を示した。人口大国にして農業大国である中国にとって、農

産物貿易は、もとより国内生産を補完する性格が強いが、計画経済期の中国は比較優位のあるコメや大豆<sup>9)</sup>、雑穀・雑豆を輸出し、獲得した外貨を小麦の輸入に充てるなどの構造もみられた。コメ輸出は豊凶の調整に用いられるケースが多かったが、小豆の場合は既述のようにLT貿易の形で産地において優先的に作付けされ、

8) 中国語では「糧食」。食糧管理の対象とされる作物で、小麦、コメ、トウモロコシ、雑穀、豆類、およびイモ類を示し、コメについては籾付きの重量で示し、イモ類は重量5単位が食糧(糧食)1単位に換算される。

9) ただし1974年以降、基本的に純輸入となる(『中国経済貿易統計年鑑』)。

日本に輸出されるなど、国交回復以前の日中関係において、少なからぬ役割を果たした（劉鳳華 2016）。

今世紀はじめの中国農業は、大豆こそすでに1000万トン台の純輸入の構造にあったが、コメ、トウモロコシの場合はむしろ純輸出の過剰構造にあった。これに対し小麦の場合は、豊凶や国際情勢の如何で輸出入の位相が変わる構造であったと考えられる。

しかしコメ、小麦は徐々に輸入が増加し、トウモロコシも2007年以降、輸入が拡大し、2010年前後にはこれらの主要食糧に関しても、一定量の輸入が定着する。ただし2019年に至るまでコメ、小麦、トウモロコシの輸入量は関税割当の枠内に収まっており、ここまでの需給状況の推移は、政策当局の想定内の事態であったということもできよう<sup>10)</sup>。しかし大豆の場合には、歴史的には輸出品目だったものが、2020年には純輸入が1億トンを越えるなど、三大食糧とは対照的な事態が出現している。大豆の場合は当初よりWTOの自由化品目であったことから、あくまで市場による需給調整に委ねた結果と評価することも可能である。

他方で中国は、2016年の段階で、「農業供給側構造改革」をスローガンとする農政改革を試みる。

表5、6では、20世紀末以降の中国における食糧・綿花の生産量および作付面積の推移をみた。気象条件に左右されやすい生産量のみならず作付面積をみるのは、この間の政策変化が反映されていると考えられるからである。すなわち2015年以降の三大食糧および大豆の作付面積の推移をみる限り、まさに大豆の輸入拡大とトウモロコシの作付拡大傾向もしくは増産傾向を是正する形で農政が展開されてきた、と理解することができよう。

すなわち14億の人口を支えるのは当然なが

ら国内生産であり、コメ、小麦の場合は基本的に国内生産が自給水準を満たし、かつすでに劣等財化<sup>11)</sup>も進んでいるということであろう。つまり小麦、コメは関税割当量を見込んで生産量と作付面積を配置すれば、天候変動や国際環境の変化にも基本的に対応可能と政策当局は判断していると考えられる。伝統的に食糧と想定されてきたイモ類の場合は、今やデンプン原料として自由化され、政策当局にとっての優先順位は高いものではない。

他方でトウモロコシと大豆の場合には、所得水準の上昇とともに需要が増大する通常の財として、前者については作付面積の拡大が2015年まで続き、逆に後者の場合は2015年まで作付面積の縮小に歯止めがかからなかった。大豆はそれ以後、作付面積の急拡大が2020年まで続いたが、輸入量の増大も同年まで続いた。農政改革の結果、トウモロコシの作付抑制は2020年まで続き、大豆の作付拡大も同様で、2021年以降は新たな局面を迎えたというべきであろうか。トウモロコシ、大豆とも主産地は東北であり、「北糧南運」の言葉で示されるように、今日の中国にあっては、既述のコメも含め、東北はもっとも重要な食糧生産基地である。その意味で、東北の帰趨は全国の帰趨を一面で代表する。

すなわち表4に示した2020年以降の食糧輸入量にみる限り、大豆輸入は多少減少する一方、かつては輸出品目であったトウモロコシは、一時的に輸入量の削減に成功したものの、2020年以降は関税割当720万トンを上回る1000万トン以上の輸入となっている<sup>12)</sup>。わずかとはいえ小麦も、21、22年と関税割当数量963.6万トンを上回る輸入量となった。コメの場合も2022年には関税割当数量（中短粒およびインデিকা合計で532万トン）を上回る輸入量となっている。

11) 所得の上昇とともに消費が減少する財。

12) 2020年のトウモロコシ輸入に関し、国内価格抑制の観点から720万トンの関税割当を上回る輸入についても65%の二次関税は課されなかったとされる（仇・李・余 2021）。

10) 2018年に起きた米中貿易摩擦の結果、対米農産物輸入の大宗である大豆に対し25%の追加関税を中国側が賦課するなどの「想定外」の事態も生じている。



表5 食糧・綿花の生産量

単位：万トン

年次	食糧	米*	小麦	トウモロコシ	豆類		イモ類**	綿花	
					うち大豆	その他の豆			
1995	46,661.8	18,522.6	10,220.7	11,198.6	1,787.5	1,350.2	437.3	3,262.6	476.8
2000	46,217.5	18,790.8	9,963.6	10,600.0	2,010.0	1,540.9	469.1	3,685.2	441.7
2005	48,402.2	18,058.8	9,744.5	13,936.5	2,157.7	1,634.8	522.9	3,468.5	571.4
2006	49,804.2	18,171.8	10,846.6	15,160.3	2,003.7	1,508.2	495.5	2,701.3	753.3
2007	50,413.9	18,638.1	10,949.2	15,512.3	1,709.1	1,279.3	429.8	2,741.8	759.7
2008	53,434.3	19,261.2	11,290.1	17,212.0	2,021.9	1,570.9	451.0	2,843.0	723.2
2009	53,940.9	19,619.7	11,579.6	17,325.9	1,904.6	1,522.4	382.2	2,792.9	623.6
2010	55,911.3	19,722.6	11,609.3	19,075.2	1,871.8	1,541.0	330.9	2,842.7	577.0
2011	58,849.3	20,288.3	11,857.0	21,131.6	1,863.3	1,487.8	375.5	2,924.3	651.9
2012	61,222.6	20,653.2	12,247.5	22,955.9	1,680.6	1,343.6	337.0	2,883.0	660.8
2013	63,048.2	20,628.6	12,363.9	24,845.3	1,542.4	1,240.7	301.7	2,855.4	628.2
2014	63,964.8	20,960.9	12,823.5	24,976.4	1,564.5	1,268.6	296.0	2,798.8	629.9
2015	66,060.3	21,214.2	13,255.5	26,499.2	1,512.5	1,236.7	275.8	2,729.3	590.7
2016	66,043.5	21,109.4	13,318.8	26,361.3	1,650.7	1,359.5	291.1	2,726.3	534.3
2017	66,160.7	21,267.6	13,424.1	25,907.1	1,841.6	1,528.2	313.3	2,798.6	565.3
2018	65,789.2	21,212.9	13,144.0	25,717.4	1,920.3	1,596.7	323.6	2,865.4	610.3
2019	66,384.3	20,961.4	13,359.6	26,077.9	2,131.9	1,809.2	322.7	2,882.7	588.9
2020	66,949.2	21,186.0	13,425.4	26,066.5	2,287.5	1,960.2	327.3	2,987.4	591.0
2021	68,284.7	21,284.2	13,694.4	27,255.1	1,965.5	1,639.5	326.0	3,043.5	573.1

\* 粳重量。

\*\* イモ類5単位を食糧1単位に換算。

出所：『中国統計年鑑 2022』。

それでは一体、2016年の「農業供給側構造改革」とは何であったのか。

### 3 農業供給側構造改革

#### 3.1 農業保護の枠組み

WTO加盟に前後して、中国ではまず食糧管理の枠組みが大きく変化する。

1950年代に始まる食糧管理制度は、生産サイドにおける現物農業税の徴収と公定価格による供出、消費サイドにおける年齢・職種に応じた

配給という形で形成され<sup>13)</sup>、戸籍制度を通じた居住規制と一体的に実施された。ただしこの厳格な食糧管理制度は、1985年には雑穀・雑豆を規制の対象外とするなど緩和され、90年代には消費者に対する配給制度も撤廃されている。食糧買付価格は徐々に価格支持的となり、小麦、

13) 国務院「関於市鎮糧食定量供応暫行弁法的命令」1955年8月25日。

表6 食糧・綿花の作付面積

単位：1,000ha

年次	食糧	コメ	小麦	トウモロコシ	豆類	イモ類		綿花	
						うち大豆	その他の豆		
1995	110,060	30,744	28,860	22,776	11,232	8,127	3,105	9,519	5,422
2000	108,463	29,962	26,653	23,056	12,660	9,307	3,353	10,538	4,041
2005	104,278	28,847	22,793	26,358	12,901	9,591	3,311	9,503	5,062
2006	104,958	28,938	23,613	28,463	12,149	9,304	2,845	7,877	5,816
2007	105,999	28,973	23,762	30,024	11,708	8,801	2,907	7,902	5,199
2008	107,545	29,350	23,704	30,981	11,988	9,225	2,762	8,057	5,278
2009	110,255	29,793	24,425	32,948	11,785	9,339	2,446	8,088	4,485
2010	111,695	30,097	24,442	34,977	11,053	8,700	2,353	8,021	4,366
2011	112,980	30,338	24,507	36,767	10,367	8,103	2,265	7,998	4,524
2012	114,368	30,476	24,551	39,109	9,405	7,405	2,000	7,821	4,360
2013	115,908	30,710	24,440	41,299	8,893	7,050	1,843	7,727	4,162
2014	117,455	30,765	24,443	42,997	8,824	7,098	1,726	7,544	4,176
2015	118,963	30,784	24,567	44,968	8,433	6,827	1,605	7,305	3,775
2016	119,230	30,746	24,666	44,178	9,287	7,599	1,689	7,241	3,198
2017	117,989	30,747	24,478	42,399	10,051	8,245	1,806	7,173	3,195
2018	117,038	30,189	24,266	42,130	10,186	8,413	1,774	7,180	3,354
2019	116,064	29,694	23,728	41,284	11,075	9,332	1,743	7,142	3,339
2020	116,768	30,076	23,380	41,264	11,593	9,882	1,711	7,210	3,169
2021	117,631	29,921	23,567	43,324	10,121	8,415	1,705	7,333	3,028

出所：『中国統計年鑑 2022』。

トウモロコシの場合は90年代半ばにはシカゴ相場などの国際価格を上回るようになるが、他方でこの時期には、「農民負担」と呼ばれる農家に対する公租公課の問題が顕在化するなど、ちぐはぐな状況が続いた（池上2009）。この結果、「農民負担」の規範化が図られるとともに（田島2005）、WTO加盟に備え、価格支持的となった食糧管理制度の見直しが行われた。

2001年11月に中国はWTO加盟を果たし、翌年には胡錦濤総書記と後に総理となる温家宝を二枚看板とする政権が誕生し、「農業、農村、農民」問題（三農問題）の解決をスローガンに、都市と農村の格差是正に向けた「農業保護」の

取組が本格化する（池上2009）。まず豊凶に備え、1990年代半ばより地方レベルで積み立てられていた「食糧リスク資金」を原資として、農家に対する「食糧直接補助」が試みられ、2004年の制度化を経て<sup>14)</sup>、これに「優良品種補助」、「農機具購入補助」が加わり「三項補助」となる<sup>15)</sup>。さ

14) 田島（2005）、池上（2012）。食糧の作付面積に応じた支出が基本で、生産量もしくは販売量に応じた支払いは少なく、かつ経済的に富裕な地域ほど直接補助額は大きかったとされる（白2022）。

15) 財政部「関於完善糧改政策的建議」（2001

らに2006年には肥料、軽油の購入に対する「農業生産資料総合直接補助」<sup>16)</sup>が加わり、「四項補助」として制度化されている<sup>17)</sup>。農機具購入補助を除くこれらの補助金は、額は多いとはいえないものの、「それまで国から搾取されるばかりであった中国農民が、国から補助金を受け取るようになった」(池上2012)という意味で、象徴的な事態であった。

一方、21世紀初頭の中国は食糧過剰基調にあり、とりわけ東北の場合にはトウモロコシが過剰となり、2004年2月には東北各省その他27都市でE10 ガソリン(バイオエタノールを10%含むガソリン)の使用が始まる(張2014)。そして同年には全般的な需給緩和を背景に、食糧流通の自由化が全国で行われる。同時にコメ主産地に対しては最低価格買付制度(最低価格買取)の形で、事前に公示された価格を下回る場合には政府系備蓄企業による買付けが実施されるようになる。

最低価格買付制度は、特定作物の主産地(省)を対象とする価格支持制度であり、2006年になるとこの制度は小麦主産地に対しても導入され、コメに対する価格支持とともに現在に至る。毎年作付に先立って国家発展と改革委員会を筆頭(主弁単位)として財政部、農業農村部、国家糧食と備蓄局の連名で、対象品目および50kgあたりの最低買付価格が公布される。2018年の場合、具体的な実施計画については、これに中

---

年3月24日)、財政部、農業部關於印發「農作物良種推廣項目資金管理暫行弁法」的通知(2004年3月29日)、同「水稻良種推廣補助資金暫行弁法」的通知(2004年4月5日)、同「農業機械購置補助專項資金使用管理暫行弁法」的通知(2005年2月25日)。ただし農機具の購入に対する助成は農家に直接支払われるわけではないなど、補助金の形態は実際には多様である。

16) 財政部「關於種糧農民柴油化肥等農業生産資料增支実行綜合直補的通知」(2006年3月28日)。

17) 補助金制度の形成と財政支出の構造については、田島(2017b)に2009年までの数字であるが、項目別地方別の整理が行われている。

国人民銀行(中央銀行)、中国銀行保險監督管理委員会が加わり、中央儲備糧管理集团公司を主体として、関税割当にかかわる国家貿易の担い手である中国糧油食品進出口総公司(中糧)などの中央企業および各省ごとの地方会社が参与する形で作成されている<sup>18)</sup>。

表7で示すように、小麦、コメにかかわる最低買付価格制度は実施地域が品目ごとに定められ、実際の買付け・備蓄業務は省以下に委ねられる。主産地を対象とする価格支持制度であるが、最低買付価格の公示の影響は近隣の非主産地にも及ぶ結果となる。華東地域に伍して東北三省が中晩稲に対する価格支持の対象地域に並ぶのは、1980年代以降の稲作の北上とともに、日本から導入した寒冷地稲作技術により東北がジャポニカ米の一大産地となったからにはほかならない(李2015)。

主産地を対象とするコメ、小麦の価格支持制度が始まる一方、2006年末にはトウモロコシ需給が逼迫し、バイオエタノール・プラントに対する規制が始まる(田島2009)。また2008年には折からの国際的な穀物価格の高騰を背景に、中国はコメ、小麦、トウモロコシなどに輸出関税を設けるなど、食糧情勢は緊張する。しかし2008年9月にはリーマンショックを引き金とする世界金融危機が発生し、出来秋には一転して食糧価格は下落する。こうした市場変動を前に、東北では2008年早々に前年産のトウモロコシを対象に、また同年の出来秋には大豆を対象に、「中央儲備糧管理総公司」を担い手とする「臨時買付保管」(臨時収儲。価格支持を兼ねた臨時備蓄)の試行が始まる<sup>19)</sup>。水田作物の中晩稲を対象とする最低価格買付制度に畑作物のト

---

18) 国家発展と改革委員会、国家糧食と物資備蓄局、財政部、農業農村部、中国人民銀行、中国銀行保險監督管理委員会「小麦和稻谷最低收購價格執行方案」2018年5月18日。

19) 通説的にはいずれも2008年に始まるが(仇ほか2021、葉・呂2022)、池上(2012)ではトウモロコシの「臨時買付保管」の開始を「2007年度」、大豆は「2008年度」としている。

表7 小麦・コメの最低買付価格実施案（2018年）

	小麦	早稲インディカ	中晩稲*	
実施地域**	河北, 江蘇, 安徽, 山東, 河南, 湖北	安徽, 江西, 湖北, 湖南, 広西	江蘇, 安徽, 江西, 河南, 湖北, 湖南, 江西, 四川	遼寧, 吉林, 黒竜江
実施時期	6月1日から9月30日	8月1日から9月30日	10月10日から翌年1月31日	10月10日から2月末

\* 中晩インディカ, ジャポニカ品種.

\*\* その他の省については, 最低買付価格を実施するか否かは省政府の自主決定に委ねられている.

出所: 国家發展和改革委員会, 国家糧食和物資儲備局, 財政部, 農業農村部, 中国人民銀行, 中国銀行保險監督管理委員会「小麦和稻谷最低收購價執行予案」2018年5月18日.

ウモロコシと大豆に対する臨時買付保管が加わり, ここにおいて東北は, いわば農業保護の試金石となった<sup>20)</sup>.

一連の保護措置の結果, 2010年代半ばにはコメ, 小麦, トウモロコシの増産が実現する. 一方で価格支持の結果として2013年以降は国内価格が輸入価格を上回り<sup>21)</sup>, トウモロコシの場合には輸入増と再度の在庫増が生ずる. すなわちWTO加盟以降の一連の農業保護政策は, 「生産増, 輸入増, 在庫増」(三量斉増)という形の矛盾を内包する結果となる<sup>22)</sup>. 他方で関税割当の対象外であった大豆については, 国内生産の縮小と輸入拡大に歯止めがかからない状況が続いた.

2014年1月に発せられた農政の最高指針たる中共中央一号文件では, 食糧価格の歪みが指摘

20) 前農業農村部長の韓長賦は前職が吉林省省長, 前農業農村部副部長の韓俊は2023年2月現在吉林省省長である. 順調であれば韓俊の場合もトウモロコシ需給と農業保護にかかわる現場の実務を経験し, 中央政府の農業関係部門のトップに座ることとなろう.

21) 元国家發展和改革委員会副主任の杜鷹によれば, 小麦, コメ, 大豆の国内平均価格は2010年の段階で国際市場のFOB価格を上回り, 2013年には関税割当内の一次関税納税後の価格を上回るようになったという(杜2017).

22) 陳錫文元中共中央農村工作領導小組弁公室主任の評価による(陳2017).

され, これを受け同年には, 主産地である東北を対象に, 内外価格差を前に機能不全となった大豆に対する価格支持に代わり, 不足払い(目標価格補助)の試行が始まっている(阮2015). あらかじめ決められた目標価格に対し農家の販売価格(市場価格)が下回った場合, その差額を補填するという制度であり, これとあわせて綿花を対象とする同様の制度が新疆ウイグル自治区において試行された. また2014年末には, 「食糧安全省長責任制」のもと, 各省に対し食糧の生産・流通・備蓄について責任を負うよう国務院より通達が発せられている<sup>23)</sup>.

2015年になると, すでに「補助」の形で制度化されていた食糧生産農家全般に対する直接補償や, 優良品種の普及に対する補助, 肥料・軽油など農業資材の購入にかかわる補助を整理統合する政策が始まる. こちらはむしろ農地の保全と規模拡大にかかわる構造調整のための補助金とし, 一部は農業金融の信用保証の役割も担うよう制度の再編が行われた<sup>24)</sup>.

23) 国務院「關於建立健全糧食安全省長責任制的若干意見」国発〔2014〕69号.

24) 財政部, 農業部「關於調整完善農業三項補貼政策的指導意見」2015年5月13日, 農業部「關於全面推開農業“三項補貼”改革工作的通知」2016年4月16日. このうち農家に対する直接支

補助金政策の整備に前後し、東北においてトウモロコシの過剰在庫が顕在化する。毎年出来秋に発せられてきた臨時買付保管の価格が、2015年には初めて引き下げられる事態となる<sup>25)</sup>。これを受けて2015年11月2日には、農業生産を主管する農業部によって、「鎌刀弯」地域(内陸乾燥地域を囲む東北、華北、黄土高原、西北、西南の畑作地帯)を対象とするトウモロコシの生産調整が提起される<sup>26)</sup>。東北における価格支持の結果として生じた再度の過剰在庫を念頭に、これまでのトウモロコシ優先を改め、非適作地域での転作、青刈りトウモロコシや飼料作の導入による有畜複合化、さらには豆類や雑穀との輪作を推進するという構想である。具体的には、「鎌刀弯」地域のトウモロコシ作付面積1000万ヘクタールあまりを対象に、約三分の一程度を生産調整に充てるというものである。

こうした食糧情勢の変化と構造調整の必要性を踏まえ、2016年に入って提唱されたのが、「農業供給側構造改革」と呼ばれる農政改革である<sup>27)</sup>。

### 3.2 農業供給側構造改革

同改革は、2015年末の中央経済工作会議において習近平総書記によって提起された経済全般

---

払いについては、2016年の段階で「農業支持保護補貼」として統合され(財政部、農業部「農業支持保護補貼資金管理弁法」2016年6月23日)、大規模農家や家庭農場、農民合作社などの中間組織体をも対象とする補助制度として今日に至る(田島2017b)。

25) 国家発展と改革委員会・国家糧食局・財政部・中国農業発展銀行「關於2015年東北地区国家臨時存儲玉米收購有關問題的通知」(2015年9月17日)。

26) 農業部「關於“鎌刀弯”地区玉米結構調整的始動意見」(2015年11月2日)。「鎌刀弯」地域とは、具体的には河北、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、広西、貴州、雲南、陝西、甘肅、寧夏、新疆の一級行政区を指す。

27) 中共中央、國務院「關於深入推進農業供給側結構性改革加快培育農業農村發展新效能的若干意見」2016年12月31日。

に対する「供給側構造改革」を受け、そのフレーズにあやかって打ち出されたという側面は否定できない<sup>28)</sup>。ただし農業構造調整の課題は、上記のようにトウモロコシ在庫と大豆輸入の拡大という形で、2010年代に入り徐々に農政当局の意識するところとなっていたと考えられる。

まず2016年6月には、これまでの東北産トウモロコシを対象とする臨時買付保管に代わり、東北(遼寧省、吉林省、黒竜江省、および内モンゴル自治区東部)のトウモロコシ生産農家を対象とする「生産者補貼」が導入される<sup>29)</sup>。これは過剰備蓄をもたらした価格支持に代わる戸別所得補償制度で、内外無差別の市場メカニズムを前提とし、トウモロコシの作付けを希望する農家に対し一定額の補助金を支払うというものである。また前年に示された「鎌刀弯」地域におけるトウモロコシを対象とする生産調整案を踏まえ、「3から5年」を目途に「東北冷涼区」「北方農牧交錯区」におけるトウモロコシ・大豆の輪作化、飼料作の導入、および雑穀・雑豆との輪作化(黒竜江16.6万ha、吉林・内モンゴル各6.6万ha、遼寧3.3万ha)などの試行が始まる。そして東北4省にかかわる「輪作補助」として、中央政府による予算措置として10aあたり225元の財政資金が投入されることとなった<sup>30)</sup>。

一連の農政改革措置を受け、2016年10月には第13次5カ年計画の一環として、國務院の通達という形で「全国農業現代化規画(2016-2020

---

28) 供給側構造改革(供給側結構性改革)の語は2015年12月の中央経済工作会議における習近平総書記の講話で初めて用いられ、2016年1月に出された中共中央、國務院の一号文件「關於落實發展新理念加快農業現代化實現全面小康目標的若干意見」においても同趣旨の内容が打ち出されている。

29) 國務院の決定にもとづく財政部による試行とされる(崔2016)。

30) 農業部等「探索實行耕地輪作休耕制度試点方案」(2016年6月29日)。この「試行」に関する2020年段階での総括として、朱(2022)がある。

年)」が示された。そこでは2020年を目標とする農業関係の指標として、小麦・コメの自給を前提とし、トウモロコシの減反（2015年の3800万haから3333万ha）、大豆の増反（同653万haから903万ha）、綿花の縮小（同380万haから333万ha）などの数字が示されている<sup>31)</sup>。このように供給サイドにかかわる一連の構造改革が取り込まれる一方で、トウモロコシの過剰在庫解消を目指す需要サイドの政策として、2017年9月にはバイオエタノールおよびE10ガソリンを全国に普及させる政策が、国家発展和改革委員会など中央政府15省庁によって再度打ち出されている<sup>32)</sup>。

あらかじめ述べておけば、中国では2016年末を期して第三次農業センサス（農業普查）が行われたが、その結果、従来の農業統計が前回センサス（2006年末）の翌年である2007年に遡る形で2017年まで修正される事態が生じている。『中国統計年鑑』2018年版（2018年刊）で示された修正値をそれ以前のデータと対照する限り、従来の公表値の場合は食糧全体およびトウモロコシの作付面積および生産量が過少に評価され、逆に豆類の作付面積、生産量は過大であった。すなわち「農業供給側構造改革」や「全国農業現代化規画（2016-2020年）」で想定されていた食糧需給計画や生産目標は、統計的な根拠に欠けるものであったことになる。過剰在庫やバイオエタノールをめぐる顛末が繰り返されたことから明らかなように、政策当局は当初よりトウモロコシや大豆の需給状況についての実態把握が遅れ、事後の対応に追われたとの印象が強いが、基本となる統計データのレベルに問題があったのである<sup>33)</sup>。

31) 国務院「關於印發全國農業現代化規画（2016-2020年）的通知」（2016年10月17日）。

32) 国家発展改革委等15部門聯合印發「關於擴大生物燃料乙醇生產和推廣使用車用乙醇汽油的實施方案」（發改能源〔2017〕1508号）。

33) 計画経済期の食糧管理制度は現物農業税と供出義務を前提としたことから、当初より課税・供出逃れにかかわる土地台帳のバイアスは不可避

一方、2014年に試行が始まった大豆および綿花を対象とする不足払い制度のうち、東北の大豆については結果的に失敗に終わり、これに代わり2017年にはトウモロコシと同様の作付農家を対象とする生産者補助が行われることになる<sup>34)</sup>。試行された不足払い制度は、農繁期の始まる4、5月の段階で、4500元/トンという目標価格が3年間にわたり提示されたが、出来秋に判明する市価との差額は、翌年の5月によりやく補償される状況であった。そもそも農家を対象とする補助金は、経営権の流動化が行われている場合には地代の積み増しとして、耕作に従事しない請負経営権者に帰属する可能性が生ずること（王・司2021）、また東北地域においてはトウモロコシや稲などの他作物との価格差が大きく、示された目標価格ではこれらに対抗できなかったこと、さらには国産大豆と輸入大豆の用途が接近する場合には、輸入大豆によって形成される実勢価格との差が大きすぎ、差額を補填するためには莫大な助成金が必要であったことが指摘されている（杜2017）。

こうして東北では、2016年にトウモロコシ生産農家に対する生産者補助（戸別所得補償制度）と生産調整にかかわる輪作補助が、また2017年には大豆を対象とする生産者補助が始まっている<sup>35)</sup>。そして2017年以降はトウモロコシと大豆が同じ生産者補助枠組みのもとに、後者の補

であった。補助金が土地台帳もしくは請負経営台帳にもとづいて払われるようになるとともに、新たにヤミ転用などによるバイアスも生じるようになると判断される。いずれにせよ統計データの修正自体、政策当局による実態把握にバイアスがあったことを示すものであろう。

34) 新疆における綿花の不足払いは、引き続き正式な制度として今日まで維持されている。

35) より正確には、トウモロコシの生産調整にかかわるモデル地域を対象に、「糧豆輪作」に対する「輪作補助」として10aあたり225元の中央政府補助金に加わり、大豆を含む輪作を実施した場合には両者の補助金を享受できることから、東北におけるトウモロコシの転作が進んだという（仇・李・余2021）。

表 8 東北における大豆・トウモロコシ生産者補助額の推移（2017-2020年）

単位：元/ha

	黒竜江		吉林		遼寧		内モンゴル	
	大豆	トウモロコシ	大豆	トウモロコシ	大豆	トウモロコシ	大豆	トウモロコシ
2017	2,595	1,995	3,960	2,400	2,385	1,905	2,250	1,950
2018	4,800	375	5,625	1,575	2,955	1,395	3,450	1,500
2019	3,825	450	3,000	765	3,360	1,170	3,525	1,500
2020	3,570	570	4,500	1,470	3,810	990	3,165	1,980

注：黒竜江省は全省統一標準，その他の3省は各県で決められ，遼寧省の場合は補助額と補助面積より算出，吉林省と内モンゴル自治区は各県の平均。

出所：王新剛，司偉「大豆補助政策改革実現大豆抜植了嗎？——基於大豆主産区124個地級市の実証」『中国農村経済』2021年12月号。

補助額が前者を上回る形で設定されている（表8）。

このうち黒竜江の生産者補助の場合は全省で統一した直接補助を試行し，吉林，遼寧，内モンゴルでは各県ごとに行われ，また年次・地域によって単位面積当たりの支払い額が異なるなど，取組みは各地で多様である。事前に補助金額が示され出来秋までには農家に支払われる直接補助の場合は，作付面積に与える影響が大きく，一種のモラルハザードによる粗放的な土地利用の可能性，すなわち見かけ上の作付面積の拡大と単位面積当たりの収量の低下が可能性として指摘され（王・司2021），水増し請求を防ぐ手立てが求められる状況にあった<sup>36)</sup>。

東北におけるトウモロコシの生産調整は当初2020年までとされ（「全国農業現代化規画（2016-2020年）」），トウモロコシ・大豆を対象とする生産者補助は2022年まで確認されるが，後者については相対価格の調整が毎年の如く行われるなど，最終的な評価については未だ予断を許

さぬといえよう。すでにみたトウモロコシ，大豆の作付面積による限り，2020年までは前者の縮小，後者の拡大傾向は確認される。ただし食糧需給のバランスは引き続き微妙で，2019年12月には2017年9月に再開されたばかりのバイオエタノールの拡大政策が，原料価格の高騰から2年足らずで実質的に中止となっている（『中国能源報』2020年7月20日）。2018年に猖獗をきわめたアフリカ豚熱は2020年には収まり，新型コロナ対策には曲折があったが，2022年の中国ではウクライナ問題が重なり，餌価格の高騰が懸念される事態となっていた。

こうした「農業供給側構造改革」以降も続く大豆さらにはトウモロコシの不足傾向，輸入依存の拡大は，全国的な課題として政策当局によって認識されることとなり，2021年末に行われた全国農村工作会議では，華北，西北，西南地域においてトウモロコシと大豆の間作栽培（带状複合種植）を普及させる方針が打ち出され，2022年党中央一号文件に盛り込まれる形で全国に発信される事態となっている<sup>37)</sup>。そしてこれ

36) 黒竜江省财政厅等五部門「關於印發〈黒竜江省2020-2022年玉米和大豆生産者補助工作实施方案〉的通知」(黒財経〔2020〕57号)，吉林省财政厅，發展和改革委員会，農業農村庁，糧食和物資儲備局關於印發「吉林省玉米和大豆生産者補助实施方案」(吉財糧〔2020〕419号)。

37) 「大豆玉米带状複合種植技術」(中共中央，國務院「關於做好2022年全面推進鄉村振興重点工作的意見」2022年1月4日)。

を受け、農業農村部によって各地のひな形<sup>38)</sup>が示されるとともに、これにかかわる補助金制度もあわせて実施される事態となっている<sup>39)</sup>。

これはすなわち、大豆のみならずトウモロコシの輸入拡大に歯止めをかけるべく、従来は東北に集中していた生産者補助、輪作補助を、大豆とトウモロコシの間作を対象として全国的に広げる政策である。補助金の対象を全国の畑作地域に広げ、大豆とトウモロコシの増産という一石二鳥を狙った奇策であるが、複雑な土地利用は管理コストや収穫の手間暇に鑑み、人口・労働力流失が続く中国農村にあって、果たして適正な技術選択の方針であるのか否か、各地での取組みに即した立ち入った議論が必要であろう<sup>40)</sup>。

#### 4 小豆・緑豆産地の立地変動

##### 4.1 「東北系」と「天津系」

2016年前後に始まる「農業供給側構造改革」は、構造改革といっても日本的な担い手育成や圃場整備をめぐる政策というよりは、主要には内外価格差の原因である東北におけるトウモロコシ、大豆に対する価格支持を生産者補助（戸別所得補償）に改めるとともに、トウモロコシ

38) 農業農村部「全国大豆玉米带状複合種植技術模式図」（2022年1月）[http://www.moa.gov.cn/gk/nszd\\_1/2022/202201/P020220126618153172603.pdf](http://www.moa.gov.cn/gk/nszd_1/2022/202201/P020220126618153172603.pdf)。

39) 江蘇省の場合、10アールあたり中央政府よりの225元の補助金をベースに、省レベルでこれに255元上乗せして支払われることになった（江蘇省農業農村庁、江蘇省財政庁「江蘇省関於扶持大豆玉米带状複合種植推广工作有关政策的通知」2022年4月24日）。これに対し陝西省の場合には225元とされるなど（陝西省人民政府弁公庁「関於進一步抓好春季農業生產的通知」（2022年4月29日）、補助金額は各地で異なる可能性がある。

40) 既述のように2015年11月に農業部により「鎌刀弯」地域を対象とするトウモロコシの生産調整が示され、「農業供給側構造改革」につながった。今回の大豆・トウモロコシ間作栽培に対する奨励措置は、基本的に東北以外の「鎌刀弯」地域が対象と理解される。

の生産調整にかかわる「輪作補助」の試行を通じ、トウモロコシ過剰と大豆輸入の拡大に対する調整を目指したものであった。そもそも市価を維持するための買付けは備蓄に回され、後に放出されることから、豊凶の如何と運用の如何では、財政的な収益となる可能性がある。他方で生産者補助や輪作補助は農家に対する直接補償であり、財政資金の投入が膨大になると予想されるため、この改革および試行が、農業保護の試金石にして矛盾の集中する東北に限定されたのは、理解できることであった。

トウモロコシ、大豆を対象とする直接補償は、農業生産費論的には、これらの作付を条件とする一種の労賃もしくは地代の積み増しでもあり、土地利用の重なる東北の雑穀・雑豆生産にとっては、直接・間接の逆風になり、他方で雑穀・雑豆の導入に対する輪作補助は追い風になったと考えられる<sup>41)</sup>。表9では、東北（黒竜江省および内モンゴル自治区）をはじめとして多くは辺疆地域に立地する農墾系国有農場<sup>42)</sup>のデータを引用し、トウモロコシと大豆の増勢と、これらに対する「その他の豆」の縮小状況を示した。1985年の雑豆に対する食糧管理体制の緩和以降、いんげんや小豆は黒竜江省の国有農場などにおいて輸出指向型の商品生産が行われ、日系企業などを対象とする契約栽培も実施されてきた（石塚2016）。しかし国有農場における「その他の豆」の生産量は、主要食糧・大豆に対する農業保護が本格化する2005年以降、「農業供給側構造改革」と前後して2014、16年にしばしの盛り返しをみせたものの、長期的には減少傾向が続く。

すでに論じたように、同じ雑豆といっても、

41) ただし雑穀・雑豆生産にとって、財政面のみならず金融面、農業保険の面でも主要食糧に対する劣勢が指摘される（韓・宋2019）。

42) 人民共和國建国後に除隊した兵士を組織して辺疆の開墾活動に従事した「農墾部」系の国有農場を指し、このほかにも公安関係の国有農場などもあると考えられる。



表9 農墾系国有農場におけるトウモロコシおよび豆類生産の推移

単位：万トン、%

年次	食糧	トウモロコシ	豆類	大豆	その他の豆	豆類 / 食糧
2000	1,465.2	147.4	200.6	184.5	16.1	13.7
2004	1,666.2	337.0	226.3	202.4	23.9	13.6
2005	1,859.0	389.4	224.5	194.4	30.1	12.1
2006	2,055.6	417.1	188.0	163.1	24.9	9.1
2007	2,162.3	479.8	154.7	133.2	21.5	7.2
2008	2,421.5	574.2	196.0	170.8	25.2	8.1
2009	2,773.2	722.0	215.6	205.8	9.8	7.8
2010	2,953.3	809.2	206.0	195.1	10.9	7.0
2011	3,198.7	910.2	170.1	155.7	14.4	5.3
2012	3,371.8	1,063.8	130.2	121.5	8.7	3.9
2013	3,419.9	1,099.6	98.3	89.5	8.8	2.9
2014	3,538.1	1,170.8	159.5	149.5	10.0	4.5
2015	3,667.5	1,280.8	150.7	143.2	7.5	4.1
2016	3,483.2	1,035.8	176.7	166.0	10.7	5.1
2017	3,515.2	933.4	236.8	228.5	8.3	6.7
2018	3,652.8	1,200.7	174.0	167.9	6.1	4.8
2019	3,441.1	1,043.8	216.3	210.1	6.2	6.3
2020	3,562.7	1,101.2	246.7	240.7	6.0	6.9
2021	3,876.0	1,335.3	208.3	202.5	5.8	5.4

出所：『中国農村統計年鑑』各年版。ただし2016年農業センサスにもとづくデータの週及修正は行われていない。

えんどう、緑豆、小豆、いんげんでは比較劣位の位相は異なり、品目や市況によって、また地域ごとに様相が異なることが予想される。まず表10では、各省ごとのデータがとれる小豆の作付面積に着目し、この間の小豆産地の変遷を跡づけ、それを受けて表11では、産地ごとの生産量の変化を確認する。その場合、日本の東京商品取引所によって与えられた定義<sup>43)</sup>に従

い、「東北赤小豆」の産地として知られる黒竜江省、吉林省、遼寧省、内モンゴル自治区を「東北系」、「天津赤小豆」の産地として知られる河北省、山東省、山西省、陝西省を「天津系」の区分で捉え、この間の小豆産地の変遷を跡づける。東北の場合はこの間に展開された「農業供給側構造改革」の影響を、直接的に受けた地域と考えられる。

計画経済期の小豆は、既述のようにLT貿易の目玉商品として中国糧油食品進出口総公司(中糧)および同天津分公司、のちに同河北分公司のもとで、天津市、河北省を中心に産地形成が行われた(劉鳳華2016)。これに対し東北の場合は「満洲国」期以来の歴史を有するとはい

43) 東京商品取引所「小豆の受渡しに係る規程等の変更について」(2014年5月16日)。本規定は天津産小豆が実態として存在しなくなった事態、およびカナダ産小豆が輸入拡大とともに受渡供用品として登場した事態を踏まえ、改訂されたと考えられる。

表 10 主要省別小豆作付面積

単位：ha，%

年次	作付面積												
	全国	黒竜江	吉林	遼寧	内モンゴル	「東北系」計	同全国比	河北	山東	山西	陝西	「天津系」計	同全国比
2002	272,330	116,900	17,600	11,000	29,500	175,000	64.3	16,640	1,950	11,770	7,000	37,360	13.7
2003	225,890	81,800	26,200	12,130	22,900	143,030	63.3	14,550	1,530	8,510	1,700	26,290	11.6
2004	217,350	83,400	14,600	11,800	28,700	138,500	63.7	13,690	1,220	8,250	1,300	24,460	11.3
2005	236,570	78,500	27,000	15,700	34,320	155,520	65.7	14,000	1,060	7,390	2,000	24,450	10.3
2006	220,980	80,490	15,790	9,750	38,840	144,870	65.6	10,810	920	6,940	4,800	23,470	10.6
2007	192,040	71,970	12,110	4,050	30,970	119,100	62.0	10,900	1,170	7,450	10,770	30,290	15.8
2008	178,440	63,030	11,480	5,750	27,990	108,250	60.7	10,810	1,110	7,830	4,640	24,390	13.7
2009	153,340	54,250	9,450	4,550	22,040	90,290	58.9	7,740	810	8,050	3,640	20,240	13.2
2010	145,120	44,630	7,730	2,960	20,540	75,860	52.3	6,700	910	8,990	3,790	20,390	14.1
2011	139,720	47,740	8,080	2,470	23,980	82,270	58.9	5,490	1,020	7,000	5,190	18,700	13.4
2012	114,800	26,960	8,170	3,200	18,680	57,010	49.7	5,070	1,360	6,890	8,140	21,460	18.7
2013	125,690	26,730	11,220	3,280	24,500	65,730	52.3	4,160	1,350	7,860	7,340	20,710	16.5
2014	128,210	33,980	10,950	1,730	17,740	64,400	50.2	4,190	1,410	9,930	16,430	31,960	24.9
2015	122,940	38,950	8,560	1,610	14,810	63,930	52.0	3,420	940	10,290	15,120	29,770	24.2
2016	180,990	91,550	6,600	2,350	19,370	119,870	66.2	3,550	670	10,550	13,930	28,700	15.9
2017	221,110	123,980	8,340	4,680	22,440	159,440	72.1	3,460	740	10,890	13,720	28,810	13.0
2018	182,430	85,250	8,290	3,450	17,370	114,360	62.7	4,620	730	11,810	13,580	30,740	16.9
2019	159,200	64,800	7,100	2,800	17,700	92,400	58.0	4,900	700	10,900	13,500	30,000	18.8
2020	134,700	49,300	5,000	2,200	13,200	69,700	51.7	4,600	700	6,400	13,600	25,300	18.8
2021	152,500	66,700	5,700	2,000	13,600	88,000	57.7	4,600	700	4,600	17,100	27,000	17.7

\* 東京商品取引所「小豆の受渡しに係る規程等の変更について」(2014年5月16日)では、「カナダ産赤小豆」を先物取引における受渡供用品に追加するとともに、中華人民共和国産赤小豆を「天津赤小豆」と「東北産赤小豆」に区分し、前者の産地を河北、山東、陝西、山西の各省、後者を黒竜江、吉林、遼寧の各省および内モンゴル自治区と定義している。

出所：2002年から2018年までは国家数拠 <https://data.stats.gov.cn/index.htm>。ただし2007年から2017年までは第三次全国農業普查(2016年)の結果にもとづき従来の公表値が遡って修正されている。2019年以降は『中国農村統計年鑑』各年版。

え<sup>44)</sup>、小豆の全国的な産地となるのは、いんげ

んとともに1980年代半ば以降である(張2016)。

44) 細野(1955)。ただし満鉄資料編輯出版委員会編『中国館蔵満鉄資料聯合目録』東方出版中心、2007年、全30巻の18巻に、農業関係の刊行物のうち豆類・珈琲の項目が網羅されているが、雑豆と銘打った資料は満洲農産物検査所の緑豆および小豆に関する品質調査報告がそれぞれ1冊確認されるのみである。

表10で示したように、今世紀のはじめにおいて、「東北系」と「天津系」は合計した作付面積において全国の四分之三を占めるなど、いわば中国を代表する小豆産地であった。とりわけ「東北系」は作付面積において全国の60%以上を占める主産地であり、日系をはじめ中国に立地する加糖餡企業の場合には、原料小豆の調達に基本的には東北に依存する状況が今日まで続く<sup>45)</sup>。

表 11 主要省別小豆生産量

単位：トン，%

年次	生産量												
	全国	黒竜江	吉林	遼寧	内モンゴル	「東北系」計	同全国比	河北	山東	山西	陝西	「天津系」計	同全国比
2002	384,600	140,000	64,200	12,100	29,100	245,400	63.8	15,700	3,500	15,700	6,000	40,900	10.6
2003	336,000	115,000	66,000	17,000	25,600	223,600	66.5	15,000	3,100	10,600	1,500	30,200	9.0
2004	300,300	116,000	25,900	11,000	27,000	179,900	59.9	14,900	2,600	10,300	1,500	29,300	9.8
2005	353,300	117,000	60,300	23,000	43,400	243,700	69.0	13,300	2,500	4,700	1,800	22,300	6.3
2006	364,600	152,100	40,000	14,900	44,900	251,900	69.1	12,700	1,800	5,700	2,800	23,000	6.3
2007	275,900	116,600	22,200	9,400	20,100	168,300	61.0	9,300	2,200	7,000	16,000	34,500	12.5
2008	280,800	100,600	31,700	10,500	38,500	181,300	64.6	10,700	2,100	4,800	5,700	23,300	8.3
2009	229,800	84,600	18,500	4,200	23,600	130,900	57.0	5,400	1,500	6,000	5,000	17,900	7.8
2010	219,700	67,000	19,200	5,700	20,600	112,500	51.2	6,100	1,800	8,200	5,100	21,200	9.6
2011	248,100	118,300	10,300	4,900	31,000	164,500	66.3	6,900	2,500	8,200	7,100	24,700	10.0
2012	193,000	60,900	9,000	6,400	25,100	101,400	52.5	6,400	3,200	9,200	11,200	30,000	15.5
2013	185,100	48,800	16,200	6,300	20,700	92,000	49.7	5,800	3,100	10,500	8,300	27,700	15.0
2014	190,300	52,900	18,300	3,300	21,800	96,300	50.6	5,800	3,800	11,000	19,900	40,500	21.3
2015	175,700	57,400	14,600	3,200	20,100	95,300	54.2	4,700	2,400	10,500	10,200	27,800	15.8
2016	275,400	142,300	14,200	5,600	28,500	190,600	69.2	5,800	1,500	10,900	16,600	34,800	12.6
2017	360,000	193,500	17,800	9,300	39,500	260,100	72.3	5,800	1,700	11,800	17,000	36,300	10.1
2018	277,900	119,000	8,900	7,500	25,500	160,900	57.9	8,000	1,700	14,300	16,900	40,900	14.7
2019	240,000	95,000	9,000	5,000	25,000	134,000	55.8	8,000	2,000	14,000	17,000	41,000	17.1
2020	208,000	71,000	6,000	4,000	20,000	101,000	48.6	8,000	2,000	10,000	17,000	37,000	17.8
2021	232,000	96,000	7,000	4,000	22,000	129,000	55.6	8,000	2,000	6,000	22,000	38,000	16.4

\* 「東北系」、「天津系」の定義については表 10 を参照。

出所：2002 年から 2018 年までは国家数拠 <https://data.stats.gov.cn/index.htm>。ただし 2007 年から 2017 までは第三次全国農業普查（2016 年）の結果にもとづき従来の公表値が遡って修正されている。2019 年以降は『中国農村統計年鑑』各年版。

一見して明らかのように、基本的に東北の変動が全国の変動に強く反映される。とりわけ作付面積、生産量ともに全国の 4 割程度のシェアを占める黒竜江省の場合は、主要にはコメおよ

びトウモロコシ、ついで大豆に対する価格支持の影響で、小豆の作付面積は 2015 年までほぼ一貫して減少する。そして 2016 年の「農業供給側構造改革」の結果、トウモロコシの作付が調整されたことで一時的に回復するが、2019 年以降は再び縮小する。内モンゴル自治区の小豆も同様に 2015 年まで作付面積の減少がみられたが、2016 年以降に回復をみせつつ 20 年以降は低迷が続く。今世紀初めには一定のシェアを有していた吉林省、遼寧省の場合は、同様の変動を経て、現状では縮小傾向にあるというべきであろう。

これに対し「天津系」の小豆は、今世紀初め

45) 石塚 (2016), 坂上・塩原・川口 (2019). 中国雑豆研究会による北京、大連、山東での加糖餡企業を対象とするインタビュー調査においても、原料小豆は基本的に黒竜江産であった。ちなみに加糖餡は TPP 後に加糖調製品として農畜産業振興機構による価格調整の対象となったが、輸入行為そのものは規制の対象外である。

には全国の8分の1程度の存在にとどまったが、2014年以降は作付面積において変動しつつ拡大し、全生産量もむしろ堅調である。とりわけ陝西省の場合は2002年の段階ではマイナーな産地であったのが、2007年以降、作付面積および生産量とも大きく伸ばし、今日では「天津系」を代表する存在になっているといっても過言ではない。山西省もこれに準じたが、2018年をピークに縮小傾向に歯止めがかからない。一方で20世紀には「天津系」の主産地を代表した河北省の場合は(劉鳳華2016)、すでに往年の勢いはない。青島よりの輸出に至便な山東省も、小豆産地としては見る影もない。食糧大省である河北、山東両省においては、表7でみたように冬小麦の価格支持が行われるとともに、大豆またはトウモロコシとの二毛作も機械化が推進されるなど、雑豆生産は限界的な地位にとどまる。天津市さらには遼寧省を含め、総じて沿海地域ほど小豆生産は縮小し、逆に西北の内陸部に位置する陝西省が、「天津小豆」のメッカとして浮上したと考えられる。

「東北系」と「天津系」の位相の違いは、耕地面積と農家当たりの平均耕地面積の相違からもうかがわれる。表12では末端の農家請負台帳にもとづき作成される「統計報表」(統計台帳)のデータを示した。農家数でこそ「天津系」が「東北系」を圧倒するものの、耕地面積にしる平均耕地面積にしる、後者は前者を大きく上回る。かつ陝西省の場合は同じ「天津系」にあっても、立地論的にはより辺境である。陝西省の農家は2020年段階の平均規模で0.54ha、これに対し「東北系」の黒竜江省は1.63ha、内モンゴル自治区の場合は1.78haと、作付の規模のみならず集荷コストの面で、陝西省の農家にとって不利な状況にあることは否めない<sup>46)</sup>。しかし陝西省の属する「天津系」の場合は、既述のように計画経済期以降、中糧天津分公司、のちに河

北省分公司の系統で産地形成がすすみ、陝西産小豆の場合も「多くは河北、天津など外地の貿易部門によって買付け・輸出」されてきた(梅ほか2009)。

2016年末に行われた中国の農業センサスによれば、小豆の作付面積で全国の上位100県のうち、陝西省の場合は榆林市傘下の榆陽区、横山区、神木県、府谷県、靖辺県、米脂県、佳県、清澗県、子洲県の9県区がランクインしている<sup>47)</sup>。いずれも内モンゴル自治区西部の乾燥地帯に続く黄土高原に位置し、かつては中国共産党の根拠地にして、乾燥・半乾燥の条件不利地が多い。「アワと鉄砲」で表現されるように、伝統的に雑穀・雑豆を主体とする乾地農法<sup>48)</sup>が行われ、雑豆生産は雑穀や馬鈴薯とは競合するものの、小麦、トウモロコシの主要食糧や大豆と作付を争う地域では、必ずしもない<sup>49)</sup>。

そもそも陝西省の場合は、小麦、コメを対象とする価格支持が行われている地域ではなく(表7)、またトウモロコシや大豆を対象とする生産者補助や生産調整にかかわる補助金にしても、既述のように2022年4月に始まる大豆・トウモロコシの間作に対する助成にとどまる。つまり小豆や緑豆の作付にあたり、「機会費用」すなわちトウモロコシ、大豆を作付けした場合の補助金を含む機会収益を考慮せざるを得ない黒竜江省、内モンゴル自治区とは、要求する価格もしくは労賃・地代の水準は、自ずから異なることが予想される。

47) 国务院第三次全国農業普查領導小組弁公室・国家統計局編著(2021)『第三次全国農業普查主要農産品地区分布図集』中国統計出版社。

48) 華北の乾地農法地域では、かつては手作業による中耕作業に依拠する2年3作の集約的な農業が行われ(熊代1967)、陝西省の黄土高原地域では今日に至るも雑穀・雑豆が馬鈴薯とともに多く栽培されている。

49) 2013年夏に中国雑豆研究会が実施した現地調査および西北農林科技大学、榆林市農業科学研究院の関係者との意見交換(2022年10月28日)による。

46) もちろん各農家の保有面積が1,000ヘクタールを越えるカナダの産地とは((公財)日本豆類協会2019)、もとより比べるべくもない。

表 12 家庭請負農家\*数および同耕地面積 (2020 年末)

		単位：万世帯，万 ha，ha		
		家庭請負 農家数 a	同耕地面 積 b	平均耕地 面積 b/a
全国		22,041.0	10,411.1	0.47
「東北系」**	黒竜江	464.2	757.8	1.63
	吉林	373.6	450.8	1.21
	遼寧	563.5	358.1	0.64
	内モンゴル	377.0	670.5	1.78
	計	1,778.2	2,237.3	1.26
「天津系」**	河北	1,209.4	539.6	0.45
	山東	1,835.8	616.4	0.34
	山西	548.2	344.7	0.63
	陝西	661.1	356.3	0.54
	計	4,254.5	1,857.0	0.44

\* 中国語で「家庭承包経営戸」.

\*\* 「東北系」, 「天津系」の定義については表 10 を参照.

出所：農業農村部政策与改革司編『2020 年中国農村政策与改革統計年報』  
中国農業出版社，2021 年.

#### 4.2 「天津小豆」の対日輸出

同じ小豆ではあっても、「東北系」, 「天津系」では栽培する品種も歴史的に棲み分けられてきたと考えられる. 表 13 では、「東北系」を代表する産地として黒竜江省, 「天津系」を代表する新興産地として陝西省を例に, 現地の研究者との意見交換で得られた結果を一覧表示する. 黒竜江省の研究者によれば, 黒竜江の小豆産地は大きく東西に二分される. 東部の場合は「宝清紅」や農墾系の国有農場で知られる宝清県が, これに対し西部はいわば新たな産地で, 大慶地区に属する林甸県や杜蒙県が代表的である. このうち「宝清紅」は, 1986 年の段階で県の対外貿易部門によって確認された粒の大きな在来品種で, 国家認証を経てブランド化し, 国有農場での取組みを含め, 1980 年代半ば以降の宝清県における小豆の産地化を支えてきた<sup>50)</sup>. これに対し黒竜江省西部地域の場合は, 21 世紀以降の

東部地域における農業構造の変化に伴って形成された産地と考えられ, むしろ「珍珠紅」のような中小粒の小豆を栽培している<sup>51)</sup>. ただし近年では両地域とも, 黒竜江省農業科学院の系統で育成された品種も多く栽培されるようになっている (田嶋 2014 資料 5 を参照).

一方, 陝西省の研究者によれば, 同省の主要品種は「朱砂紅」などのやや小ぶりな「天津系」の伝統品種 (劉鳳華 2016) や地場の品種, 河北省の農業試験研究機関 (唐山市や保定市のレベルの農業科学研究所を含む), 北京農学院といっ

50) ブランド化も含めた同県における産地形成とその後の農業構造の変化については, 李 (2016a) に詳しい.

51) 2013 年 7 月に林甸県人民政府より聴取した段階では, 同県における作付品種として「宝清紅」「天津紅」「紅珍珠」ママなどが挙げられた (田嶋 2014 資料 1).

表 13 黒竜江省および陝西省における小豆品種の現状

	黒竜江省西部 (中小粒)	黒竜江省東部 (中大粒)	陝西省
在来種	東北大紅袍, 珍珠紅	宝清紅, 農安紅, 農墾紅小豆	天津紅小豆 (朱砂紅), 甘泉紅小豆, 神木紅小豆, 佳県紅小豆, 延安紅小豆
育成種	竜小豆 5号, 同 7号, 同 8号, 同 16号, 同 17号, 同 18号, 瑞豊 1号		冀紅 9218, 冀紅小豆 4号, 同 5号, 同 16号, 同 18号, 京農 5号, 吉紅 7号.

出所：黒竜江省農業科学院 (2022年9月14日), 西北農林科技大学, 榆林市農業科学研究院 (2022年10月28日) の研究者との意見交換にもとづき作成。

た研究教育組織で開発された「天津系」の品種で、さらには吉林省農業科学院で開発された品種の名も挙がる。つまり品種面においても、計画経済期の「天津系」にはじまり、改革開放期には「宝清紅」とともに黒竜江省東部が産地化し、さらに21世紀に入るとこれが黒竜江省西部と陝西省という、いわばより限界的な地域に小豆産地が移動し、あわせて全般的な品種の小粒化、もしくは「天津系」への回帰が進んでいるということになろう。

こうした「東北系」「天津系」の置かれた位相の違いを確認すべく、表14では日本の商社による中国産小豆の「共同購入」にかかわる買付状況の推移を示し、あわせて日本種(エリモショウズ)の開発輸入によるカナダ産小豆の契約栽培価格を、参考までに示した。この場合の「共同購入」とは、製餡業界や菓子業界などの実需者と輸入商社が共同して雑豆を買い付ける方法で、1985年に始まる(雑穀輸入協議会1998)。中国側の窓口は中国糧油食品進出口総公司(中糧)、および河北・天津の糧油公司で、小豆輸入割当数量<sup>52)</sup>の20%の枠で始まっている(冷1999)。ただしこの場合の「天津小豆」とは、現状では天津産はすでになく(劉鳳華2016)、陝

西産および河北省廊坊市, 同文安県などで集荷, 選別された「天津系」の小豆ということになろう<sup>53)</sup>。

「東北系」を代表する「宝清小豆」が数量・価格ともに「天津小豆」に圧倒されるとともに、2015年には契約自体が見送られ、2016年の「農業供給側構造改革」以降も、「共同購入」の対象がもっぱら「天津小豆」に絞られていく状況がみてとれよう。「宝清小豆」に代表される「東北系」と「天津小豆」の品種特性を考慮する必要があるが、近年における日本の「共同購入」は基本的に陝西省産の属する「天津小豆」に集中している点に特徴がある<sup>54)</sup>。

一方、ここではカナダからの契約輸入が2012年に登場する。当初の段階でカナダ小豆は価格競争力に劣っていたものの、2013年下半年以降は価格優位性(中国にとっては劣位性)を示すようになり、2016年の「供給側構造改革」以降はしばらく劣位にあった。しかし2018年に発足したTPPの加盟国として、カナダは10%の割当関税(一次関税)を免ぜられることになり、

53) 2022年12月2日に実施した日系貿易企業に対するインタビュー調査による。

54) 雑穀輸入協議会「雑豆等の輸入統計(豆種別・国別統計)」各年版, および同「雑豆等に関する資料(海外の主な生産状況・輸入統計)」各年版を参照。

52) GATT ウルグアイ・ラウンドの合意後は関税割当数量。

表 14 日本の対中「共同購入」\*と対カナダの契約栽培（C&amp;F 価格／MT）

年度	天津小豆		宝清小豆		購入数量	カナダ契約栽培価格
	数量 (MT)	価格 (ドル)	数量 (MT)	価格 (ドル)	数量 (MT)	価格 (ドル)
2009 年上期	1,484	920	300	950	1,784	
同下期	1,136	990	242	1,100	1,625	
	297 (旧穀)	920	-	-		
2010 年上期	0	1,920 → 1,780	0	-	契約見送り	
同下期	1,369	1,380	252	1,440	1,621	
2011 年上期	1,914	1,380	252	1,470	2,166	
同下期	2,251	1,250	231	1,350	2,482	
2012 年上期	2,270	1,130	210	1,230	2,480	1,495
同下期	2,628	1,240	252	1,340	2,880	
2013 年上期	2,277	1,300	220	1,400	2,497	1,495
同下期	2,000	1,800	164	1,700	2,164	
2014 年上期	1,740	1,790	60	1,810	1,800	1,500
同下期	1,759	1,350	105	1,460	1,884	
2015 年上期	520	1,750	0	1,850	520	1,450
同下期	1,180	1,570	0	1,610	1,180	
2016 年上期	1,330	1,525	0		1,330	1,350
同下期	2,111	1,310	0		2,111	
2017 年上期	1,913	1,190	0		1,913	1,400
同下期	2,138	1,140	0		2,138	
2018 年上期	1,908	1,200	0		1,908	1,475
同下期	2,685	1,380	0		2,685	
2019 年上期	2,721	1,380	0		2,721	1,475
同下期	2,499	1,380	0		2,499	
2020 年上期	2,646	1,380	0		2,646	1,475
同下期	1,600	1,755	0		1,600	
2021 年上期	1,173	2,195	0		1,173	1,685
	382	2,095	0		382	
同下期	2,278	1,985	0		2,278	
2022 年上期	1,980	2,495	0		1,980	2,060
同下期	3,000	1,850	0		3,000	

\* 本文を参照。なお令和 2 年度（2020 年度）には、2021 年 3 月 31 日を通関期限とする関税割当枠の公表が 3 次に行われていた。

出所：『貿易日日通信』雑穀・油糧版，2022 年 5 月 18 日，12 月 20 日にもとづき作成。

表 15 主要省別緑豆作付面積

単位：ha，%

年次	作付面積												
	全国	黒竜江	吉林	遼寧	内モンゴル	「東北系」計	同全国比	河北	山東	山西	陝西	「天津系」計	同全国比
2002	970,550	82,800	139,400	11,900	285,100	519,200	53.5	32,310	12,770	63,030	64,610	172,720	17.8
2003	932,560	45,300	151,500	16,070	255,370	468,240	50.2	26,770	12,470	50,650	39,500	129,390	13.9
2004	698,910	47,400	81,100	15,600	185,200	329,300	47.1	21,480	12,050	46,470	29,200	109,200	15.6
2005	708,160	43,100	96,800	16,700	178,580	335,180	47.3	20,080	9,110	28,720	23,800	81,710	11.5
2006	547,020	48,220	24,050	9,890	179,780	261,940	47.9	17,610	5,070	32,350	21,800	76,830	14.0
2007	742,370	44,170	127,230	14,250	242,670	428,320	57.7	17,730	5,240	41,140	26,960	91,070	12.3
2008	741,300	43,690	140,660	9,820	222,950	417,120	56.3	17,800	4,300	43,490	29,660	95,250	12.8
2009	658,120	36,450	140,780	7,470	173,440	358,140	54.4	12,640	4,560	41,670	24,830	83,700	12.7
2010	664,320	32,160	146,500	5,130	170,330	354,120	53.3	12,660	4,970	45,000	24,810	87,440	13.2
2011	673,570	23,780	164,060	5,000	193,220	386,060	57.3	10,740	5,110	37,390	26,400	79,640	11.8
2012	588,950	14,760	121,170	4,570	172,160	312,660	53.1	9,330	6,140	38,330	23,140	76,940	13.1
2013	512,080	14,940	114,070	3,750	139,400	272,160	53.1	8,560	6,070	38,510	20,440	73,580	14.4
2014	437,150	18,090	109,100	2,690	84,300	214,180	49.0	7,680	6,210	44,880	11,210	69,980	16.0
2015	428,050	11,980	113,200	2,170	93,490	220,840	51.6	6,680	3,240	48,080	9,590	67,590	15.8
2016	436,780	26,780	93,760	4,690	116,560	241,790	55.4	6,640	2,000	48,090	9,640	66,370	15.2
2017	501,770	47,220	100,400	4,100	139,710	291,430	58.1	6,880	2,050	47,180	9,360	65,470	13.0
2018	485,080	33,530	55,980	4,870	176,650	271,030	55.9	10,460	2,010	41,000	9,250	62,720	12.9
2019	435,200	20,000	48,900	5,800	158,900	233,600	53.7	10,800	1,900	39,800	9,400	61,900	14.2
2020	383,800	1,000	55,400	7,400	135,300	199,100	51.9	10,300	2,000	22,300	9,200	43,800	11.4
2021	329,100	4,900	48,500	5,100	100,000	158,500	48.2	9,000	1,900	12,400	13,100	36,400	11.1

\* 「東北系」，「天津系」の定義については表 10 を参照。

出所：2002 年から 2018 年までは国家数拠 <https://data.stats.gov.cn/index.htm>。ただし 2007 年から 2017 年までは第三次全国農業普查（2016 年）の結果にもとづき従来の公表値が遑って修正されている。2019 年以降は『中国農村統計年鑑』各年版。

直後の 2019 年上期以降，対中優位の構造が定着するといつて差し支えないであろう。長期的にみて，カナダの TPP 加盟は中国産小豆にとってボディブローのように効いていくこととなろう。

中国産小豆の場合，このようにカナダというライバルが登場し，輸入が増え貿易特化係数も低下しつつあるとはいえ，陝西省産をはじめとする「天津小豆」が「共同購入」の対象品目として残っているという意味で，他の雑豆とは状況が異なる。すでに述べたように日本，さらに

は韓国という比較的高価な小豆を毎年関税割当枠内で一定量を輸入する相手国があることから，カナダに伍して陝西省を中心に輸出向けの産地形成が進んだということでもあろう。

この点を確認すべく，同一地域を対象に，小豆の競合作物である緑豆の作付状況を補足的にみておく（表 15）。既述のように中国の緑豆は，伝統的に小豆以上に摂取されてきた雑豆であり，今日においても小豆の倍以上の作付面積を有する。東北 4 省が全国の約半数の作付面積を



有するが、このうち最大の産地である内モンゴル自治区の場合は、いくたびかの変動を伴いつつ、2021年の段階で10万ヘクタールに作付面積を落としている。二位の吉林省も変動しつつ、作付面積の縮小が顕著である。黒竜江省では見る影もなく縮小し、遼寧省も存在感は薄い。

これに対し「天津系」各省の場合、4省とも同様に緑豆の作付面積を大きく減らしている。このうち陝西省の場合には、小豆と同様に黄土高原の乾地農法地帯を主産地とし<sup>55)</sup>、かつては全国的にも緑豆主要産地であった。しかしこの間に作付面積は大きく減少し、他方で小豆は作付面積を大きく拡大している。小豆が緑豆に代替したという意味で、ひとえに、緑豆と小豆をめぐる国際的な市場環境の違いが、陝西省における雑豆立地の明暗を分けたと理解できよう。

陝西省の場合、限界地化する緑豆に代わり、輸出向けが見込まれる小豆に活路を見出したというべきであろう。

## 5 おわりに

小豆および緑豆でみる限り、21世紀初頭の雑豆生産は東北4省を主たる産地として出発し、曲折をへて作付面積は漸減し、ここ数年は輸入依存を拡大しつつある。国内生産に関するデータは乏しいものの、かつてはこれらを上回る輸出商品であったいんげんの場合も、同様の趨勢にある<sup>56)</sup>。中国雑豆研究会は7年前に、いんげん貿易に携わる中国の商社よりの情報から、中国の誇る世界商品であったいんげんの国際市場における劣勢を、また日本のモヤシ栽培企業からアジア的な商品である中国産緑豆の日本市場における劣勢を知り、中国産小豆もまた同様の趨勢にあることを予想した(田島2016)。

しかしこの予想は半ば当たり、半ば外れたと

思われる。半ば当たったのは、小豆は緑豆に準じ、いんげんと同様に輸入依存が増大し、貿易特化係数で示される中国の競争優位が失われつつあることである(表1)。半ば外れたのは、農業供給側構造改革を機に中国の小豆生産は2016年以降、若干盛り返したことである(表10、11)。東北はこの構造改革の影響を直接受け、トウモロコシの生産調整により小豆の作付面積は一時的に盛り返し、他方でより限界的な産地である陝西省が、日本市場における歴史的な「天津小豆」選好を背景に、緑豆産地から小豆産地に変容したことである。既述のように20世紀後半の日中関係において、小豆は特殊な商品であった。中糧、同天津分公司、後に同河北省分公司を窓口形成された「天津小豆」が、その後の小豆産地の変遷にもかかわらず、陝西省産小豆という形で日中貿易にとどまっていることに、感慨を覚えざるを得ない。

ただし既述のように陝西省においても、2022年4月の段階で大豆・トウモロコシの間作(带状複合種植)に対する助成という形で生産者補貼が始まっており、主要食糧・大豆に対する農業保護という意味で、東北の経験を想起せざるをえない。もちろん東北と陝西省では地理的気象的条件は異なり、黄土高原は雑穀・雑豆の適地ではあるが、小麦、トウモロコシ、大豆の主要畑作物にとって適地とはいえない。とはいえ、大豆・トウモロコシの間作栽培に対する新たな助成措置が、農家労働力の自家労賃や黄土高原の土地利用に与える直接・間接の影響については、今後とも注視していく必要があろう。

## 参考文献

- (日本語)  
 荒木一郎・西忠雄共訳、経済産業省監修(2003)『全訳中国のWTO加盟文書』蒼蒼社  
 池上彰英(2012)『中国の食糧流通システム』御茶の水書房  
 池上彰英(2009)「農業問題の転換と農業保護政策の展開」(池上彰英・寶剣久俊編『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所)

55) 中国雑豆研究会が2013年夏に陝西省榆林市および周辺地域で実施した雑豆調査による限り、同地域では緑豆の主産地という自己認識はあったものの、小豆の主産地という意識は希薄であったとの印象が強い。

56) 張(2016)および表1を参照。

- 石塚哉史 (2016) 「黒竜江省の小豆流通企業」(田島俊雄・張馨元・李海訓編著『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』御茶の水書房)
- 熊代幸雄 (1969) 『比較農法論：東アジア伝統農法と西ヨーロッパ近代農法』御茶の水書房
- (公財) 日本豆類協会 (2019) 「カナダ海外豆類事情調査結果の概要」『豆類時報』第94号, 2019年3月
- 坂上大樹・塩原百合子・川口加奈 (2019) 「中国のあんこをめぐる動向」『砂糖類・でん粉情報』2019年10月号
- 雑穀輸入協議会 (1998) 『雑豆輸入50年の軌跡—雑穀輸入協議会と共に—』
- 曉剛 (2016) 「内モンゴル自治区の緑豆・小豆事情」(田島俊雄・張馨元・李海訓編著『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』御茶の水書房)
- 曉剛 (2018) 『近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換と農法移転』晃洋書房
- 田島俊雄 (2005) 「地方財政の構造と公租公課改革」(田島俊雄編『構造調整下の中国農村経済』東京大学出版会)
- 田島俊雄 (2006) 「農業農村調査の系譜—北京大学農村経済研究所と「齊民要術」研究」(末廣昭責任編集『地域研究としてのアジア』岩波講座「帝国」日本の学知第6巻, 岩波書店)
- 田島俊雄 (2009) 「バイオエタノールと中国農業の現段階」『天地人』第7号 (総合地球環境学研究所中国環境問題研究拠点, 2009年7月号)
- 田島俊雄・張馨元編著 (2013) 『中国雑豆研究報告：全国・東北篇』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点
- 田嶋俊雄 (2014) 『中国の雑豆需給と対外貿易 公益財団法人日本豆類協会受託研究 研究成果報告』東京大学社会科学研究所
- 田島俊雄・張馨元・李海訓編著 (2016) 『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』御茶の水書房
- 田島俊雄 (2017a) 「中国農業をとりまく経済環境と本書の課題」(田島俊雄・池上彰英編『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会)
- 田島俊雄 (2017b) 「農業財政の構造と農家直接支払い」(田島俊雄・池上彰英編『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会)
- 張馨元 (2014) 『中国トウモロコシ産業の展開過程』勁草書房
- 張馨元 (2016) 「中国のインゲン貿易と産地の状況」(田島俊雄・張馨元・李海訓編著『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』御茶の水書房)
- 張馨元 (2017) 「中所得段階の食糧需給問題」(田島俊雄, 池上彰英編『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会)
- 白素香 (2022) 『中国食糧補助金制度の効果と評価 農業経営及び農家経済への影響に着目して』晃洋書房
- 細野重雄編著 (1955) 『豆類の生産と商品化』雑穀奨励会
- 李海訓 (2015) 『中国東北における稲作農業の展開過程』御茶の水書房
- 李海訓 (2016a) 「中国の雑豆ブランドと産地形成」(田島俊雄・張馨元・李海訓編著『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』御茶の水書房)
- 李海訓 (2016b) 「東アジアの加糖餡貿易と砂糖需給・通商問題」(田島俊雄・張馨元・李海訓編著『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』御茶の水書房)
- 劉鳳華 (2016) 「天津小豆の発展と衰退」(田島俊雄・張馨元・李海訓編著『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』御茶の水書房)
- 劉笑然 (2016) 「東北3省の小豆・緑豆事情」(田島俊雄・張馨元・李海訓編著『アズキと東アジア 日中韓台の域内市場と通商問題』御茶の水書房)
- 阮蔚 (2015) 「中国における不足払い制度の模索—綿花, 大豆での試行と成果—」『農林金融』第68巻第8号

(中国語)

- 陳錫文 (2017) 「牢牢把握当前農業政策改革的主要方向—關於加快推進農業供給側結構性改革」(陳錫文·韓俊主編『中国農業供給側改革研究』清華大学出版社)
- 陳錫文·韓俊主編 (2017) 『中国農業供給側改革研究』清華大学出版社
- 崔文苑 「玉米生產者補貼制度落地在即」『經濟日報』2016年6月20日
- 杜鷹 (2017) 「完善重要農產品價格形成機制」(陳錫文·韓俊主編『中国農業供給側改革研究』清華大学出版社)
- 韓昕儒·宋莉莉 (2019) 「我国綠豆, 小豆生產特徵及產業發展趨勢」『中国農業科技導報』第21卷第8期
- 令連弟 (1999) 「雜糧豆出口業務的二十四年」(中国糧油食品進出口(集团)有限公司『中糧志』)
- 梅成芳·梅蕊·薛亞飛·劉慧 (2009) 「榆林市小豆生產的現狀及对策」『安徽農學通報』2009年第1期(第15卷119号)
- 滿鐵資料編輯出版委员会編 (2007) 『中国館藏滿鐵資料聯合目錄第18卷農業(二)』東方出版中心
- 仇煥広·李新海·余嘉玲 (2021) 「中国玉米產業: 發展趨勢与政策建議」『農業經濟問題』2021年第7期
- 王新剛·司偉 (2021) 「大豆補貼政策改革實現大豆擴種了嗎?—基於大豆主產区124個地級市的實証」『中国農村經濟』2021年12月
- 葉林祥·呂文慧 (2022) 「收儲市場化改革提高豆農種植積極性了嗎」『南京財政大學學報』2022年第1期
- 張彥君·鄭少鋒 (2018) 『糧食直接補貼政策效果及影響路徑—以陝西省為例』中国社会科学文献出版社
- 朱曉玲 (2022) 「耕地輪作休耕補助的現狀, 問題及对策」『農學學報』第12卷第6期

(東京大学名誉教授)